

広報広聴常任委員会

令和3年7月21日（水曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時46分

I. 調査事項

◎企画振興課

- ・町ホームページ、SNS、防災行政無線等の活用と運営方針について
- ・町ホームページの内容、管理状況について
- ・町広報「もりまち」の意見箱にあがった意見の取扱いについて

◎広報広聴常任委員会

- ・議会ホームページについて
- ・議会だよりの今年度の運営方針について
- ・議会報告会及び意見交換会、まちかど議会カフェについて
- ・議会中継（YouTube）の現状と反省、今後の課題について
- ・議会に対する意見の取扱いについて

II. 研修会

◎議会オンライン化に向けた取組みについて

講師：ソフトバンク株式会社、総務課情報管理係

内容：①オンライン会議システム（ズーム）について

②ビジネス版ライン（ラインワークス）について

○出席委員（13名）

1番 菊地 康博 君	2番 山田 誠 君
3番 佐々木 修 君	4番 高橋 邦雄 君
5番 伊藤 昇 君	7番 堀合 哲哉 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
11番 檀上 美緒子 君	12番 木村 俊広 君
13番 久保 友子 君	14番 松田 兼宗 君
15番 斉藤 優香 君	

○欠席委員（2名）

6番 加藤 進 君	10番 宮本 秀逸 君
-----------	-------------

○出席説明員

副 町 長	長 瀬 賢 一 君
企 画 振 興 課 長	川 村 勝 幸 君
企 画 振 興 課 広 報 広 聴 係 長	関 孝 憲 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	奥 山 太 崇 君

◎開会・開議の宣告

○委員長（斉藤優香君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席人数が13名です。定数に達しましたので、広報広聴常任委員会を開催します。

今日は、とても暑いので、皆さんリラックスして、具合悪くなりまじたりしたらすぐに退席して水分取ったり、気をつけて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎町ホームページ、SNS、防災行政無線等の活用と運営方針について

○委員長（斉藤優香君） 初めに、企画振興課関係の調査事項を行います。

まず、町ホームページ、SNS、防災行政無線等の活用と運営方針についてを議題とします。

川村企画振興課長より資料説明を求めます。

○企画振興課長（川村勝幸君） おはようございます。それでは、広報広聴常任委員会説明資料、お手元の1ページをお開き願います。①、町公式ホームページ、SNS、防災行政無線等の位置づけと運用についてでございます。行政は、何らかの広報媒体を活用して町民の皆様に対し生活に関わりの深い行政情報や催しなどを的確かつ迅速にお知らせする必要があります、その基点となる広報紙は町民と行政を結ぶ最も身近な情報伝達手段と捉えております。その上で町公式ホームページは、刻々と変化する情報を幅広く発信する手段として有効であり、既存の広報媒体と組み合わせて活用することでより効率的、効果的な広報活動が可能……すみません。こちらに「で」入ります。申し訳ありません。可能であり、積極的な更新に努めております。また、その一方でソーシャルメディアはなりすましの危険性があり、意図せず特定または不特定の人に害するおそれがあるため、適時代表的なアカウントを取得してきております。防災行政無線は、町の災害その他緊急時における通報及び広報活動を円滑化し、もって住民福祉の増進を図るとともに、災害の防止に資することを目的としております。

続きまして、2ページです。②—1、町公式ホームページの内容、管理状況についてでございます。

（何事か言う者あり）

○企画振興課長（川村勝幸君） 申し訳ありません。1ページの資料で説明終わります。

以上です。

○委員長（斉藤優香君） それでは、町公式ホームページ、SNS、防災行政無線等の位置づけと運用方針について質問のある方、願います。

（何事か言う者あり）

○委員長（斉藤優香君） 調査事項の丸ポチ1つずつをやっていきますので、町ホームページ、SNS、防災行政無線等の活用と運営方針についてまず質疑します。

○委員（檀上美緒子君） 今特に公式ホームページに関わっては、それこそ刻々と変化する情報を幅広く発信するというので、最初に書いてある的確かつ迅速なお知らせが必要だということなのではすけれども、広報紙、紙媒体であれば基本的には一月に1回の発行ということではなかなか迅速というわけにはいかないとは思いますが、ホームページにおいてはそれこそ本当にここに書いてあるように刻々と変化する情報に幅広く対応できると、発信できるというのがすごく私は有効な発信手段と思っているのです。そういう意味からいって、森のホームページそれぞれ更新されているところもあるのですが、なかなか刻々と変化する情報に対応し切れていない部分のほうが多いのかなというふうなのをすごく感じているのですが、その後の管理状況とも関わるのかも分からないのですが、担当課が基本的には請け負うというような形になるのかなと思うのです。そこの関連性も含めて出てくるとは思うのですが、本当に刻々と変化する情報に対応するという形でのホームページを位置づけて、そういう働きを持たせるという観点で本当に運営されているのかなというのがちょっと半信半疑な部分があるので、その辺りもう一回きちんと確認させてもらえればなと思うのですが。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

確かに当課で事務局持ちながらやっております。当課で発信する場合は、迅速に気をつけてといいますか、やっていくのはもちろんですが、それ以外に、これも後から出てきますけれども、ウェブファーストということで所管課が持っている情報は所管課のほうで随時更新して発信していくということを常日頃から当課と所管課のほうとやり取りといいますか、情報共有、また後から出てきますけれども、助言したり、この情報出したほうがいいのではないみたいな、そういうやり取りは常日頃行っておりますので、檀上委員今おっしゃっていたのかなという部分もあるかと思いますが、そういうことは念頭に置きながらこれからも随時行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） 後ほど具体的なところでもう一回言います。

○委員（松田兼宗君） そしたら、私のほうから何点か、今全体的な話ではないので、この1ページの資料の説明の中で質問をせいということになると、まず町のホームページというのは刻々と変化する情報を幅広く情報を発信するというのはいいのだけれども、それ本当に発信して町側が一方的に思っているだけで、それが町民に伝わるかどうかの問題なのです。ということは、ホームページを見に行かなければならないのです、それぞれ町民がわざわざ。それに対して、下に書いてあるソーシャルメディアに関してSNSに書いていることはなりすましがあからどうのこうのと、意味が分からない、書いている意味が。そういう話ではないでしょう。SNSというのは、どういう性格かということ、果たしかフェイスブックに関しては1,800人も登録してあるのです。ということは、フェイスブッ

クで書くと1,800人の人に通知されるということなのです。町外も含めてです、当然。その人たちに一気に書くことによって広がるのに、去年の10月以降何も更新されていないのです。それどのような意味なのだろう。全然SNS、ホームページの連携というか、それがなされていないということなのです。そして、そこからSNSによって広がってホームページ見に行くのです。リンク貼れますから、当然。そういう意味で連携していく必要があるのではないかと思うのだけれども、実際は何も連携はされていないし、一方的にホームページが刻々と情報変化すると書いているけれども、これ書いているだけで、実際はそうっていないです。それどう考えているのか聞かせてください。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

松田委員おっしゃるとおり、SNSの情報も取られている方非常に近年多いと思っておりますけれども、母体としましてはやはり町の公式ホームページで基本的に行っていくと思っております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そんなこと聞いていないです。ホームページでやるとかどうの、だからSNSとの連携をどうしていくのですかと、そういうこと言っているわけです、今まで過去に何度も。それを実際は何も行っていないわけです。ただホームページだけで、それで何のためのホームページなのという話なのです。誰も読まないホームページつくってどうするのですか。だから、SNSとの関連を実際はやっていないけれども、今後やっていくのかどうかの話なのです。そのことに関しては、過去に何度も一般質問でも言っているわけです、私。一切変わっていないです、SNSに関して。言っていることとやっていることが全然違うわけです。やっていないのです、実際は。だから、その責任というのは企画振興課長が持っているはずです、総括の部分の責任というのは。そう要綱に書いてあるのではないのか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今町ホームページとSNSとの連携の関係ですけれども、十分になされていないのではないかというお話です。一般質問等でも答弁しておりますとおり、今後も発信する情報内容を十分に見極めながら適宜判断の下、効果的に発信するように努めてまいりたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（松田兼宗君） だから、そんなこと聞いているのではない。実際に言っていることとやっていること、その差というのはどういうことなのという話、誰が責任者なのか、その辺を明確にしてくればいい、企画振興課長なのではないのか。違いますか。

○委員長（斉藤優香君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○委員長（斉藤優香君） 休憩を解いて会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

ホームページの管理運営については、企画振興課が主体となっていて行っているということで、SNSの関係になりますと担当課、情報のほう総務課のほうになりますので、その連携が今のところうまくなされていないのではないかとということだと思いますので、そのところは今後しっかりと連携を取りながらやっていくように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（松田兼宗君） そんなこと聞いていない。何回同じ答弁して、そんなこと聞き飽きているから、そんな話ではないのです。最後聞いたのは、誰が責任者で、それを明確にして今後どうするのですかという話をきっちりしないと、要綱によれば、この後出てくるのだろうけれども、総括管理者というのは企画振興課長と書いているのです。そして、各課に管理者がいて、情報に関しては全部そっちのほうでやっているわけです。そして、投稿担当者がいて、管理者が指名されているわけでしょう。そしたら、企画振興課のほうで各課の誰が責任者ということ把握しているのですか。それも含めて確認したいのですが、この後多分要綱の話になってくるのでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

お手元に資料ございまして、ホームページの管理運営要綱あると思ってございましてけれども、その中にうたっております。確かに総括管理者、企画振興課長ということになっておりまして、管理者ということで各課の長ということになっておりまして、そのほかに総括担当者等々がうたわれておりまして、ベースはこのホームページの運営要綱でホームページは運営しておりますけれども、先ほど来申し上げておりましたSNSとの関連につきましてはここには特別要綱としての進め方うたっておらず、先ほど副町長答弁されました情報の推進化計画等々の部署で行っておりますので、もちろん部署が違うから全然何もやらないとは言いません。もちろん連携しなければいけないと私思っております、その連携の仕方もう少し検討させていただければなと思っております。

以上です。

○委員長（斉藤優香君） 今のは、次の2問目にも関係してくるので、一応3回終わっていますので、次のときにお願いできますか、松田委員。

○委員（松田兼宗君） 委員長、ちゃんと聞いていることに答えていないのです。それを3回でどうのこうのという話ではないでしょう。

○委員長（斉藤優香君） そうなのですけれども、公式ホームページの内容とか管理状況については次の項目にも関係してくるので、次のところで説明してもらってからもう一度質問してもらってもいいでしょうか。

○委員（松田兼宗君） そしたら、ちょっと確認したいのですが、資料として今日出されているホームページの管理要綱、それとか情報化推進委員会、ホームページ作成ガイドラインとか、これ初めて私見るわけです、2つのガイドラインについては。この説明今日す

るといことですか、資料として出したということは、この後に。

○委員長（斉藤優香君） これ提出していただいた質問の方、次の項目になるのですが、森町公式ホームページ等管理運営要綱関係の資料を出してほしいといったときにいろいろなガイドラインを出してほしいということで出したので、あくまでもこれは資料として見ていただく感じになります。これの説明というのは特に、要綱なので、読んでいただくという形になります。

○委員（松田兼宗君） 委員長、そしたら今出されて説明もないのに質問なんてできるわけじゃないではないですか。出して、それでどうしたというのさという話ではないでしょう。説明するかしないか聞いているので、しないということですね、そしたらこの場では。それでいいのですね。

○委員長（斉藤優香君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○委員長（斉藤優香君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

こちらのほうのガイドラインなどのほうは、今回は要綱は別ですけれども、説明の予定がなく、あくまでもこちら側の今日の資料をもつての説明になります。

（何事か言う者あり）

○委員（松田兼宗君） 今の発言に対してちょっと疑義があるのですが、委員会でやることを個人的に聞けという話ですか。そんな話ではないでしょう。委員会なのです、ここは。だから、今の要綱の説明しないというのなら、ではそれでやってください。進めてください、次に。

○委員長（斉藤優香君） では、資料に戻りまして、①の公式ホームページ、SNS、防災行政無線等の位置づけと運用方針についての質問はある方いらっしゃいますか。

○委員（河野文彦君） 広報の方法として、今回防災行政無線等の位置づけということでここに記載があるので、ここでしか聞けないのかなと思って今質問させてもらうのですが、あらゆる情報の発信ということでホームページを随時更新されていて私もしょっちゅう見ているのですが、前回の一般質問で私、行政無線の行政情報の発信というところでよりデータータイムに聞いてもらえる方増やす方策をというようなお話ししたのですが、あのとき町長の答弁の中でホームページがあると、SNSもあると、ただホームページなどは情報が欲しい方が探しに行って得るツールであって、ホームページから情報を町民にお知らせするという方策がないわけです。それで、町民の方がホームページのほうに情報を求めてくるような方法を考えていくというような答弁があったと思うのですが、あれから1か月たっているわけですから、どのような担当課でお話をされていたのか、ちょっと入り口だけでも教えていただけたらと思います。お願いします。

す。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

ホームページ閲覧の部分に関しましては、先ほどの檀上委員の答弁と重なりますけれども、基本的に随時更新することでやはり見てもらえるように方向性を定めておりますので、この要綱上と同じように新しい刻々とした情報を常日頃から出していこうと進めているところ です。

以上です。

○委員（河野文彦君） 防災無線の行政情報の発信のツールというところで、防災になるとまた担当課が違うと思うので、その行政情報の発信の一つのツールというところでここで聞かせていただきたいのですけれども、ホームページに絶えず新しいものを載せた、それを見に行く、ただ行政無線の場合は仕事最中でも家にいるときでも情報が町から発信されて伝わってくる、そこの差が大きいと思うのです。一般質問の答弁の中でその私の言った問題点を補完するような方策を考えていくというようなことだったので、どういうふうにやっていくのかなというのは知っておかなければなと思ったものですから、その辺の話し合い、今どこまで進んでいるか分からないのですけれども、例えば担当課でどういうふうな方法があるだとか、そういうことを検討されていると思うのですけれども、その辺をちょっと教えてもらいたいです。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

今の段階で申し上げられる部分としては、具体的な手法までは現在のところできていないところがございますので、もう少し時間をかけさせていただいて進めていきたいと思いません。

以上です。

○委員（河野文彦君） それと、ホームページ、SNS、行政無線ということで3つのツール位置づけというようなページですので、町の公式ライン、何かのとき行政無線でお話ししたようなことをラインでも通知すると、行政無線が聞こえないような場所にいる方もそれぞれスマホでラインを行っている方は情報得ることができるので、行政無線で発信したことはラインに載せていくというような以前お話あって、何度かは載ったのです、コロナだとか。だけれども、多分僕のラインに入ってきたのが4月が最後なのです。その後もいろんなことが行政無線で発信されていると思うのですけれども、行政無線で話したことをラインに載せる載せない、これ2つ出てきてしまっているのです、現に案件によっては。その差というのは、何なのか教えてもらえますか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

防災行政無線の部分、ラインにつながる部分は防災行政無線ですので、緊急的な災害等の部分が非常に多いかと思われまして、そのほかの部分に関してはまだっていないところはありますので、そこも今後調整させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（東 隆一君） ホームページ、SNS、防災行政無線等の位置づけということで、私の質問自体がこれに当てはまるかどうかはちょっと分からないのですけれども、副町長もいらっしゃいますので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、防災行政無線は町の災害その他緊急時における通報及び広報活動を円滑化し、もって住民福祉の増進を図るとともに、災害の防止に資することを目的としていますということなので、緊急性を要するのが防災無線だと認識しているのですけれども、要するにホームページ等は1か月に1遍とか、緊急ということは何か災害とか、そういうのがありそうなときに発信する防災無線だと思うのですけれども、こういうふうに高齢者がだんだん多くなってくるとやっぱり聞き取りにくいという住民の方の声もあるのです。それに電波の無線の入り具合が悪いとか、そういう部分どうなのでしょう。例えば高齢になってきますと、高い周波数の音は聞き取りやすいのですけれども、逆に低い周波数、ということは女性の発信するときにはすごく聞き取りやすいのですけれども、高い周波数ですので、男性が発する場合にはちょっと低い音程なのです。そうしますと、高齢になってきますとなかなか聞き取りにくい部分があるのです。ですから、私の今質問しているのは、これに関わるのかどうなのか。

○委員長（斉藤優香君） それちょっと防災……

○委員（東 隆一君） だから、防災なのですけれども、防災といってもこのところで、結局それも全部管轄なので、どうなのでしょう。そこで、私が……

○委員長（斉藤優香君） 広報のお知らせする内容とかに関して……

○委員（東 隆一君） 内容とかだけの要するに質問だということ……

○委員長（斉藤優香君） ええ、そうです。

○委員（東 隆一君） ですから、私も質問するときにそれを言っているはずなのですけれども。

○委員長（斉藤優香君） 担当課は、防災交通課になりますので……

○委員（東 隆一君） そっちのほうに要するに質問しろということですね。

○委員長（斉藤優香君） お願いします。

○委員（東 隆一君） はい、分かりました。

○委員（山田 誠君） 防災行政無線について、これ町民の話なのだけれども、このまとめ、無線流すその原稿をどこの課でどう処理してどう放送するか、というのはちょっとうるさいと言うのだ。無線がうるさいと。うるさいというのは、例えば消防の場合など、火災予防週間入りました、火の元に気つけなさい、何つけなさいと出るのだけれども、今度農林課では林野火災の注意報が出ましたとか、同じようなもの何回も出るわけ、だから交通安全もそうなのだけれども、今日から交通安全がいつまで期間がありますといったら、1回か2回で終わるようにしてくださいと、こういう町民の声なのだ。火災の予防週間もそのとおり、これ毎度毎度うるさいと言うのだ。そして、たまたまうるさいからスイッチ切ったまましばらくそのまま投げっ放しにしておく家庭も少なくないというふうになっているので、きちっと各課に連携をして競合するようなことないように、その辺を注意して

いただきたいと、これ1つ。

それから、防災行政無線の利用の範囲、利用の範囲ということは何を流していいかということ、これ具体的に決まっていますか。ないと思うのだけれども、というのは先般うちの町内会でごみ収集でルール違反のごみを班長さんだとかが後片づけしなければならぬ、それで開けたらとんでもないものが入っておって、ガラスの破片だとかいろいろあって手を負傷した実態があつて環境課のほうに無線流せというふうに話ししたら、何か関係課のほうではそれは適当でないという話なのだ。これ本当かうそか分からないけれども、だから前は各町内会での事業等々あれば、そこで無線流せたはずなのだ。今そういうのはないのか、システムは。全町民に出す防災行政無線なのか、部落別に流してもいいシステムになっているのかどうか、それを判断するのは誰が判断するのか、指示するのか、その辺ちょっと伺います。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

山田委員のご質問いただきましたけれども、内容的にやはり防災交通課が所管する部分がほとんどかなと思いました。今の2点の部分、担当課のほうに私のほうからこの委員会の中でそういうお話があつたということをお伝えしておきたいと思ひます。

以上です。

○委員（山田 誠君） この名前は、さっきある委員も言っていたけれども、防災行政、課長聞いたことあるかどうか分からない、鹿部の防災行政無線、アナウンス聞いたことありますか。

（「ないと思う」の声あり）

○委員（山田 誠君） ないですか。本日どこどこ家のお通夜が始まりますと、こう出るので。それから、奥尻もそうなのです。フェリーで着いたら、いきなり入っているわけです。だから、ある程度、そういうことやる必要ないけれども……

○委員長（斉藤優香君） 山田委員、防災交通課がやはり所管になりますので……

○委員（山田 誠君） 防災行政無線の話でしょう。

○委員長（斉藤優香君） なのですが……

○委員（山田 誠君） 違うのか。そういうことであれば、担当課呼べばいいでしょう。そんなのおかしいでしょう。

○委員長（斉藤優香君） 広報としての防災無線扱いにきつとまらないと思ひれます。防災交通課からきちつと返答いただいたほうが分かりやすいと思ひるので……

○委員（山田 誠君） メニューが防災行政無線等の位置づけと運用と書いているのだ。だから、どういうふうな運用方法があるかと今聞いているでしょう。答えれないのか。答えれないなら答えないでいい、やめた。

○委員長（斉藤優香君） あとは、①がなければ、次に進みますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

◎町ホームページの内容、管理状況について

○委員長（斉藤優香君） それでは、ほかに質疑がなければ、②の森町公式ホームページの内容、管理状況について川村企画振興課長より資料説明を求めます。

○企画振興課長（川村勝幸君） 続きまして、2ページ、②—1、森町公式ホームページの内容、管理状況についてでございます。資料左側にホームページの変更履歴を記載しております。平成12年10月にホームページを開設以来、履歴を経まして現在の形となっております。掲載する情報につきましては、別添資料にあります森町公式ホームページ等管理運営要綱第7条にて記載の3項目をうたっております。管理運営業務につきましては、平成28年4月から企画振興課広報広聴係に業務の所管替えを行い、一部の部署を除きまして記事の掲載依頼を受ける都度更新業務等を行っております。そのため、各課、各部署が自らホームページの直接更新を行うことで所管の情報がより早く伝えることが可能となっております。なお、一部の部署、直接更新を行っている課、係につきましては下の表にあります米印の1となっております。また、これから行われる事業の周知や結果を積極的に更新するよう当課より助言しているものでございます。

続きまして、資料3ページ、②—2、町公式ホームページの内容、管理状況についてでございます。現在保管しております掲載データにつきましては、数で申し上げますと2,978件、令和3年7月9日現在でございます。掲載内容等への問合せにつきましては、問合せ先としまして掲載記事を所管する課等を掲載記事に明記することとなっております。要綱第10条によるものです。そのほか、町公式ホームページのトップページに問合せフォームを設置し、このフォームによる問合せにつきましては総務課から各課に転送されまして回答している状況でございます。ソーシャルメディアにつきましては、専ら情報発信のみ行うものとし、原則として返信等を行わず、意見、問合せにつきましてはホームページの問合せフォームにて受付を行っております。コンテンツの見直し、点検の状況でございます。管理者、各課の長ですけれども、少なくとも四半期ごとに所管するコンテンツの見直し、点検を行うこととしております。要綱の第11条によるものです。企画振興課では、更新作業の際に随時管理者、投稿管理者への助言を行うようにしております。

続きまして、4ページでございます。③—1、町公式ホームページのアクセス数の推移でございます。過去10年間の表となっております。訪問者件数につきましては、平成23年度約12万5,000件でしたが、令和2年度には約34万1,000件となっており、平成25年度以降増加の傾向となっております。当初は、通常のパソコンにより閲覧が多い状況でしたが、近年はスマートフォンやタブレットによりアクセス数がパソコンによるものを超え、令和2年度には約51%を超えている状況でございます。今後もこのような状態が続くと推測しております。

続きまして、5ページ、③—2、ホームページの森町議会ページのアクセス数と推移でございます。平成27年度から30年度までは増加となっておりますが、その後僅かながら減少の傾向となっております。

続きまして、6ページです。④、ホームページ関連要綱等についてでございます。記載の4点について資料をお手元に配付しております。それぞれの要綱やガイドラインに沿っているものでございます。

以上です。

○委員長（斉藤優香君） ただいまの説明について質疑ございますでしょうか。

○委員（檀上美緒子君） 最初に質問したこととも関連するのですがけれども、基本的には全てではないけれども、かなりの課がそれぞれ担当課で責任持ってホームページの更新をすると、とりわけ四半期ごとに見直しを行っているということなのですからけれども、かなりのスパンで更新されていない期間の長いというか、例えばそれこそ2018年から更新されていないとかというのも含めてなのですからけれども、結構あるなというのがすごく気になっていることなのです。

それと、先ほどの最初のところで言ったように、適宜それこそ迅速にというか、的確にということであれば、この前のときにも私ちょっとお話しさせてもらったのですがけれども、直近の問題でいけば、今年の3月議会で入学、卒業の祝金が今年からスタートすると、7月1日から今年度分については受け付けるというようなことが3月議会で決まっているわけですが、だけれども、それが文書で出るのは、もちろん先ほど言ったように広報の発行期間が決まっていますから、7月号を待つわけでは無いというのはあるのですがけれども、ホームページ上でいけば、できるだけ迅速に、特に直接町民の多くの方々に関わる朗報でもあるわけだから、私はそれこそ本当に素早く伝えるという一つの方法として、全ての人が見れるわけではないのですが、ホームページに即載せるというのは基本的な姿勢として大事にしてほしいなと思っていたのですがけれども、実際ホームページ上に掲載されたのは受付の始まる7月1日なのです。それってないだろうというふうにして思うのです。そういうような形で、できるだけそれこそ町民の多くの人たちにお知らせすべき事項ということをやっぱりそれぞれの担当課の中で責任持ってホームページ上の更新をすることに対して、もちろん担当課が責任持ち、しかもここで書いているように四半期ごとにきちんと見直しているということであればあれなのですけれども、それだけではなくて全体的に、先ほども出ていますが、企画振興課長がこれの総括責任者だということであれば、とりわけ町としての大きな目玉的な事業であればなおさら町民の皆さんに的確にきちんと情報化すべきだというような形での連携というか、指導というか、そういうのもぜひしてできるだけ速やかな情報化というのを努力してほしいなということを痛切に思っているのですけれども。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

檀上委員の今の入学祝金の件、たしか全員協議会の中でお話しされたと思っております。私もそれは実際聞いておまして、その後すぐに所管課のほうにそういう意見があったので、ホームページに載せる時期を迅速にといいますか、早めにといい先ほど言っていた助言、それを行いまして、担当課のほうでは7月1日から広報と同じという認識でいました

けれども、僅かながら7月1日の二、三日、6月末には多少でありますけれども、早くホームページのほうに掲載されまして、その部分に関しましては私たち所管課が気づいたこと、いろんな意見で聞いたことを少しでも早く伝えられたのかと思っておりますし、今後もそういう情報をなるべくキャッチしながら進めていければなと思っております。

以上です。

○委員（檀上美緒子君）　そういう形でぜひお願いしたいなと思うのです。

それと、公共交通会議の件については、議事録も含めてかなり更新されていていいなとは思っているのですが、例えば今ストーンサークルの整備計画も進められているわけです。その状況だとか、例えばそれこそ今やっぱり森の中で大きな事業としては汚泥処理センターの建設もあると思うのですが、そういうようなことの進捗状況なんかも含めてホームページ上では一切載っていないのです、環境課のごみの部分とかチェックしても。そういう大きな町としての取組だとか、町民の生活上に密接に関係するような課題とか事業なんかについてもやっぱり積極的に森町はこういうことに取り組んでいるのですよということを町民にアピールする上でもホームページ上でどんどん更新するなり公開していくということをぜひ努力していただければと思うのですが、いかがでしょう。

○企画振興課長（川村勝幸君）　お答えいたします。

努力いたします。

以上です。

○委員（伊藤 昇君）　ちょっと1点分らないところがあるものですから、このホームページの管理運営要綱に記載されている内容で、今28年の4月から企画振興課のほうにホームページの関係、管理運営について所管替えがあったということなのですが、先ほども同僚の委員からもあったのですが、総括管理者というのが企画振興課長さんなのだという話なのですが、これ第2条であるのですが、第3条に公式ホームページの管理会議というのがあるのです。その内容見ていきますと、ここにもついているのですが、情報化推進委員会の設置要綱とありまして、そのトップは副町長なのです。総務課長が副委員長になっていて、実質的にここで決めているのです、内容等につきましては。この要綱の頭だけ、総括の部分だけ企画振興課長で分からないという話もいろいろあったのですが、ということでその管理会議なるもの、これ更新されていないものたくさんあると思うのですが、この管理会議というのが何回されていて、その内容はどういうものなのか、そしてつくった後のものもこのガイドラインで細かくあるわけですが、そういうことしっかりと話をされていて森町のホームページというのが更新をされていて、必要でないかなり昔の情報もいっぱい載っています。そういうものも整理されて見やすいホームページになっているのかどうか、そこをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○企画振興課長（川村勝幸君）　お答えいたします。

まず、1点目、第3条にうたっています管理会議ですが、現状開催はしていない状況でございまして、実際掲載するものに関しましては先ほどの説明にあったように掲載依頼等

々があったときにその際迅速に載せるということで、意思決定の必要があるときは開催しとうたっておりますので、そのときは委員長の招集で行うこととなっております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 先ほど来から副町長のお話もあったのですが、他の同僚議員のほうも一般質問等でも質問されていて、そして更新に向けて検討する、それから前向きに進めていきたいというお話をずっとされてきているのです。その中で会議が一回もなくて、ここに要綱がしっかりとあって組織づくりもできていて担当課がみんな入っているわけです。トップは副町長なのです。一回もないのです。質問されてから何か月もたっているわけです。それでいて改善もしない、それから話しすらも持たない、それでいいのですか、副町長。この要綱だけ28年に直したといっても、総務課から替えただけでしょう。実質的な内容というのは、総務課でもやっているのでしょうか、副町長トップになって。もう一回繰り返しますけれども、私も1回質問していることがあると思うのですけれども、その中で一回も改善するその会議さえ持たないという、そういう姿勢、それはいかがなのですか。それでいいのですか。ちょっとお願いします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

先ほど来企画振興課長からの答弁にもありましたように、実際会議については一度も開催されていないということで都度対応してきているということであります。ただいま伊藤委員からのご指摘もありましたので、そのところについてはしっかりと対応していくように今後やっていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 前も同じこと言っているのだ。しっかりと対応していきたい、やりますよと言っているのだ。言っていてずっとやっていないということなのだ。ですけれども、それというのはやっぱり姿勢の問題だと私思います。しっかりと議会でそうやって答弁してやっていきたいという話ししているのであれば、少なくともみんな一回集めてどうなのだと。こうやってそちらのほうに権限持つように設置要綱をわざわざつくっているのでしょうか、残して。第2条から第3条で、ただ企画振興課長にホームページやっているから持たせただけでしょう。そういうことであれば、ちょっと問題でないかと私思います。全然やる気がないということだから、言われるたびにそうやってこれから検討していきたい、しっかりとやっていきたいという話ばかりですから、その辺りしっかりお願いいたします。もう一回お願いします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

ただいまご指摘のあった件につきましては、繰り返しになりますけれども、一度会議を招集して対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 3ページのちょっと聞きたいのですが、まず真ん中の掲載内容等への問合せ状況についてなのですが、どういうふうに問合せ状況に対応しているかという

ことを書いているだけで、実際のどういう問合せがあったのか全然書いていないわけです、資料として。まず、それを、そしてどの程度の件数あって、内容どういうふうになっているのか、まずそれ1点目です。

それと、4ページの令和元年度下がっています、アクセス数が。これは一体何なのですか。どう分析しているのですか。なぜこれだけ落ちたのか。明らかにパソコンのアクセスからスマホ等のモバイルからのアクセスが逆転したわけですが、令和元年度から。その辺をどういうふうに今後、変化しているわけですから、それに対応する形でのことを考えているのかどうか。

それと、もう一点、これは一般質問の中でも言っていることなのですが、ホームページ上で抜けている部分、5か月か6か月間の間のデータが抜けているという話は指摘しているのですが、それを修復する気が全くないです。いまだにそのまま抜けた状態が続いている、それをどう今後対処していくのか。

それと、もう一点、ホームページというのは町の広報として見ていいのですよね。

その4点ちょっとお聞きします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

まず、2点目のアクセス数からお答えいたします。委員ご指摘のとおり、平成30年度で28万6,000件となっております、これは29年度から一気に上がっております。要因としましては、この年胆振東部地震がございまして、災害の部分でかなりアクセスが多いとなっております。もう一つは、ふるさと応援寄附金、納税の部分、ちょうどこの時期が返礼品の価格がぎりぎり半分程度という年度の駆け込み需要、その時期に急激にアクセスが増えているという状況となっております。また、元年度につきましては24万8,000件となっております、今の30年度を抜きますと29年度から元年度にかけて僅かながらの伸びですので、通常の右肩上がりかと推測しております。また、R2年度も急激に上昇しております、これは新型コロナウイルス関係のアクセス数が急に増えているということでございます。

続きまして、3点目です。一般質問でございました新着一覧の欠落の部分ですけれども、当課のほうで調査し切れない部分がございます、ホームページ委託している事業者のほうに問合せ中がございます、ちょっと長く時間かかっていますが、現在も調査中がございます。ただ、ホームページ上、デスクトップ上で見ると表示はされませんが、スマートフォンから見ると表示されておりますので、そこは新着情報にされていないということで、その欠落部分、今調査中がございます、まだ答えが返ってきていないという現状でございます。

あと、1点目です。問合せに関することですが、資料には問合せの手法を記載しておりますけれども、記載しているとおり森町の問合せですので、総務課のほうに一度流れてから各課のほうに流れてくるのですけれども、うちのほうで実際の件数、内容等全て把握していませんので、ここではちょっと申し上げられないという状況でございます。

あと、4点目です。広報とホームページのつながりといいますか、同じものだという解

釈でございますけれども、当課のほうも広報紙とホームページに出すもの同様のものと考えているところです。

以上です。

○委員（松田兼宗君） まず、問合せ状況については、ほかの課でやっているから分からないと、企画振興課だけの問合せというのではないのですか。企画振興課が把握している数字があるのではないですか。それぞれ何件あるかなんて、そんな管理状況でいいのですか。いろんな方から、町外も含めているんな問合せ状況が来ているのに何件来ているかも総体で分からないという話ないのではないかと私思うのですが、手法としてホームページ上の管理上の問題でシステム上の問題なのか、それともできるのだけれども、やっていないだけなのか、それちょっとお願いします。

それと、広報と同じだというふうな解釈を言ったのだけれども、文書取扱規程によれば広報というのは永久保存になるわけです。それをないという状態にしているということは、ないというわけではないのだろうけれども、そういう状況になっていること、これも一般質問で指摘されて初めて分かる状況というのは問題なのではないですか。永久保存なわけです、広報というのは。それどういう認識でいるのか。そういうような状況だと、ほかのいろんな部分出ているわけです、広報と見られる文書が。それをきちっと保存されているのだろうかというふうに疑問に思わざるを得ない状況になってくるわけです。その辺いかがなのですか、副町長の考えとして。総務課のほうの関係にもなるのでしょうかけれども、本当にきちっと文書が管理されていないのではないのと思って疑念を持たざるを得ないのですが、いかがでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

問合せフォーム、内容、件数につきましては、当課はもちろん、取りまとめて後ほどお示ししたいと思います。

2点目です。先ほども出ました一部欠落の部分ですけれども、保管しているデータとしては残っておりますので、取り消したわけでもございませんので、そこはきちっと管理といたしますか、データ残っている部分と先ほど欠落した分の調査に関しましてはもう少し調査時間をいただきたいなと思っているところです。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 6月です。もう一月以上たっています。その中で解決できないというのは、結局業者の問題なのですか。最初の答弁では、業者のほうの管理状況というか、要するに問題があったということになるのだろうけれども、そしたらいろんなシステム上やっています、その会社に。お願いしているはずなのです。では、そういう問題がいろいろあった場合に全部そのシステム、会社側の責任になるという、どういう契約になっているのか、その辺の問題、いかがなのですか。責任の所在というか、補償の問題とか含めての問題になってくるのだと思うのだけれども、その辺いかがなのでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

所有者といますか、著作権といますか、もちろん町が持っておりますので、そこは事業者さん、委託業者の責任とはならないと思いますけれども、システム上でうちでなかなか入り込めない部分は委託している部分ありますので、その部分をちょっと再確認という認識しております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 最後に1点だけ、業者の入り込めない部分があると、それこそ業者任せという話になってしまうのではないですか。そういう言い方ではなくて、責任はどこにあるのですかとはいっきりすればいいだけです。業者なのですか。今の話だと、町の責任があるみたいな言い方するけれども、実際は違うのでしょうか。業者の問題なのでしょう。その辺になると、そういう障害起きた場合どうやって対処するとか、要するに違約金とか、そういうような問題が発生するのだと私思うわけだ、契約ですから。その辺どういうふうになっているのか、今この場で分からないと思いますので、その辺今後どう展開していくのか、お願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

幾つか同じような質問いただいて答弁重なりますけれども、責任問題も含めましてもう少し時間をいただきながら進めていきたいと思っております。確かに契約上の話もございませぬけれども、そこは今の段階では特別な事情はないと思っております。

以上です。

○委員長（斉藤優香君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（斉藤優香君） 1時間ほどたちましたので、ほかに質問がなければここで休憩を15分まで入れたいと思っております。引き続き10分後にやります。休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

○委員長（斉藤優香君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎町広報「もりまち」の意見箱にあがった意見の取扱いについて

○委員長（斉藤優香君） 町広報「もりまち」の意見箱にあがった意見の取扱いについてを議題といたします。

川村企画振興課長より資料説明を求めます。

○企画振興課長（川村勝幸君） それでは、資料7ページ、⑤、広報もりまちの意見箱に挙がった意見の取扱いについてでございます。町民の意見箱につきましては、町政に対する町民の信頼の確保に資するとともに、町民との協働のまちづくりを推進することを目的としております。投稿内容につきましては、森町の施設4か所に設置している意見箱を月

2回事務局で確認しまして、投函があった場合は所管課へ対応を依頼し、回答を得たものについて翌月の広報紙に掲載するなど、設置実施要綱に基づき事務処理を行っております。

資料右側に投稿状況、過去5か年のものを記載しております。平成28年度からR2年度まで合計しますと112件となっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤優香君） 質疑はありませんか。

○委員（檀上美緒子君） 今取扱いの基本的な対応というのは分かったのですが、今頂いた資料の7ページの右側の下に公表対象外は氏名等の未記入のものや他の者を誹謗中傷するものが該当しますというふうにして書いてあるのですが、私がこの取扱いの中で一番問題として感じていたところは、これも前の発言もあったのですが、私自身もこの問題で一般質問で取り上げたことがあったのですが、これに該当しないにもかかわらず、今対象外と言われている中身には該当しない、まさしくいわゆる公表対象になる条件をクリアしているにもかかわらず、最近では別ですけれども、前に、特に2年前なのなのですが、公表されないという状況があったのです。特にそのときの答弁が言わば対応する必要がないとか、公表する必要がないとか、議会でもそれは答弁しているから今さら広報で出す必要がないのだとかというような理由なのです。それって私、町民の意見箱に寄せた思いというか、期待というか、それに対してすごく失礼な対応だろうと思っているのです。ですから、その辺り、町長も替わりましたから、そういう姿勢ではなくて、基本的にこの対象外のもの、それこそ先ほどから出ていますけれども、これもきちんと意見箱の設置実施要綱というのがあって原則として広報紙を通じて公表すると、公表しないものについてはこういう条件だというようなことがきちんと規定されているわけで、これに基づいて、とりわけ全体的に見ても投稿数自体が少ないわけですから、寄せられた意見については、また質問に対しては丁寧に答えていくと、たとえ議会で答弁したことであっても改めて町民から質問が出たのであれば答えるというくらいの親切というか、丁寧な対応というのをぜひ意見箱に関してはしてほしいなということを思っているのですが、公表対象のものについては基本的によほどの理由がない限りは公表するという姿勢でぜひ臨んでほしいと思うのですが、その辺りいかがでしょう。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

お手元の資料の投稿状況の表に投稿件数というのがございまして、こちらに公表、個別というカテゴリーがあるのですが、公表というのはもちろん公表した部分です。個別というのは、先ほどご説明させていただきまして、所管課に対応を依頼した際に所管課のほうで必ず投稿者のほうに電話なり面談なり意見箱に投函された意見用紙、内容を確認いたします。そのときに内容の確認と書かれている質問等々をその場で説明して、その際に投稿された方がその説明内容を聞いて分かりましたと、理解したと、であれば最初公表と書いていたけれども、分かったので、あとはいいですよというやり取りを必ず行っています。その部分でないがしろにするのではなくて、必ず話し合った中でお互い分かった

ということで、では公表はいいですと、最初書いたけれども、いいですという対応をした際にこの個別という数字に表していますので、今檀上委員おっしゃられていた2年前の件があった、一般質問あったので、私も存じていますけれども、それからの対応、今後の対応も含めて今のような対応整理で行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） きちんと連絡するというのはいいいことだとは思いますが、ぜひそれは続けてほしいと思うのですけれども、私が実際に聞いた話では対応というより、こういうことというのではなくて、押し切られるという部分もあったのです、一つには。とにかく個人対応で済ませてくださいと、お願いしますみたいな感じでらち明かないので、それでは分かりましたと、仕方がないというような感じで了解したという方もいますし、もう一人は全然非公表にすると、公開しないということについての連絡がなくて、ご本人が問合せしたら、すみませんでした、こういうわけで載せませんでしたというふうにして本人への事前の連絡がなかったという方も現にいるのです。だから、そういうことは決してあってはならないし、先ほどから言っているように基本、原則として公表するのだと、条件をクリアしていれば公表するということをやっぴり重視して意見箱の意見についてはぜひ対応していただければというふうなことをお願いしたいと思っております。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

手法につきましては、私1回目の答弁のとおりで行っていきます、基本的には。今檀上委員の2つ目の質問の中で、あとお互いのやり取りの中で合意形成というか、ちょっと取り違えてというか、私はこう思っていたのだけれども、相手はこう思っていたと、そういうケースが全くゼロではないと私も思っていたので、その辺もう一度所管課にお願いする部分に関しては改めて確認、お互いの意思疎通、そこは必ず取ってくださいという部分と連絡、公表するしないの部分に関しても同じくその場で確認するという手法は今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） 最後になりますけれども、今回というか、このところ、ちょっと正確に見てこなかったからあれですけれども、先月かその前あたりからはかなり意見箱の投稿の部分が広報の中で見やすくなったのです。特にコロナの関連で使用済みのペンと消毒済みのペンと分けたほうがいいですみたいなことに関して、こういうふうに今度しますみみたいなことも含めて広報に載っていて、結構大きなスペース取って回答していてあれだなというふうにして思ったので、そういう方向であればよかったですけれども、その前はいわゆる一般のお知らせと同じ段落の中に意見箱の部分も今回ありませんでしたみたいな感じで載っかっていて、これって意見箱の扱いとしてはあまりにも失礼というか、軽いなと思っていたところもあったのですけれども、今言ったように最近はそれが変わったので、よかったなと思うのですけれども、そういうような形でやっぴり町民からの意見というのをちゃんと聞きますよと、町側の姿勢としてアピールする上でもこれからそういう

ふうなきちんとした取扱いを広報の中でも引き続きしていただきたいなというふうにして思っていますので、よろしく願いいたします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

確かに丸一月意見がなかった場合はありませんでしたという周知はさせていただいて、ちょっと場所も変更、お知らせのほうになりましたけれども、スペースとかいろいろな部分を考えながら、構成の部分、なるべく意見があった場合には広めに広めにと、全部は書き込めないかもしれませんが、その辺は要約しながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

○委員（河野文彦君） 様々な理由で公表対象外になってしまう案件があると思うのですが、この対象外、公表の部分、対象外になるような案件に記載されていた内容というのは公表はされないけれども、担当課にてその内容についてお話しする時間を持つとか、町民の投稿した内容について確認するとか、そういう行動はされているのか、それともこれ非公表案件だねといって中身も見ずに廃棄しているのか、その辺まず確認させてください。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

まず、公表対象外については、基本的に氏名、住所、連絡先ないのがほとんどでございまして、ただ意見内容は記載されている部分がございます。その部分に関しましては、内容も所管課のほうに回答ではなくて、こういう意見が出されていましてと、参考ですけれども、必ず届けるようにしております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 全体を見ても各年度を見ても結果的に非公表、対象外になってしまう案件のほうが多いのが実態かなと思うのです。ということは、今の要綱に基づいて非公表になるのだということと現在のルールに基づいているということなんでしょうけれども、実際非公表、そもそも非公表を希望してのもし意見だったら、それはそれでいいのでしょうか、どうなのですか、町民の思いとこの要綱というのがもうニーズに合っていないのかなという気がするのです、非公表の数があまりにも多くて。その辺も、今はこういうルールでやっているということによろしいのですけれども、今後そういう見直しも必要なのかなというふうに思うのですけれども、まずそこもしご意見あったら聞かせてもらいたいのと、あと公表対象外の非公表になった案件も投函してくれた方は本当にそれ担当課に私の意見として、名前は書かなかったけれども、担当課のほうにちゃんと届いているのか、伝わっているのかというのが分からないと思うのです。ですから、それに対しての対応までは、今のルールでいけば非公表ですから、書く必要がないのかもしれないのですけれども、こういった投稿がありましたという部分だけでも何か知らせる方法がないのか、広報に載せるまでいかなくてもホームページか、あと町の掲示板のところに貼り出すとか、こういう投稿がありましたぐらいはお知らせしてもいいのではないかなと思うので

すけれども、いかがでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

公表対象外の数、確かに多くなっておりまして、先ほど私の説明の中で氏名書いていないのがほとんどと、多いというお話申しましたが、用紙の中に最後のほうに公表してほしい、してほしくない、どちらでもいいという3つの選択肢がございますけれども、割と公表しないでほしいというところにも選択される方がおります。例えば名前書いていても公表の条件達していても公表しなくていいというケースも多くはないですけれども、多少ありまして、そういうので結構対象外の件数も多くなってきているのが現状でございます。

あと、2点目です。現段階で今の要綱の中で行っていかうと思っておりますので、即座に氏名記名ない部分をお知らせするという取組、姿勢はちょっと今のところは考えていないところです。

以上です。

○委員（河野文彦君） 非公表になったけれども、せめてどういう投稿がありましたぐらい、要はその入れた人がちゃんと届いている、見てもらえたのだなというのが分かる程度でも何かお知らせする方法がないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

先ほど広報紙に載せるときに公表内容に関しましては、もちろん意見等は書きませんが、公表対象外が何件ございましたとか、そういうやり方では現状行っておりまして、その中には公表対象外ですけれども、こういう意見とかまでは実際書き切れていないのが現状でして、重ねた答弁になりますけれども、そういう件数での処理といいますか、公表されない部分でも詳細を書くというのは現段階ではちょっと考えていないような状況でございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） まず、投稿状況の数字なのですが、この数字の中身について分析しているのだろうか。というのは、これ性質別というか、その分類の仕方をして見ているのか、今の特に公表対象外のところのあれって下に米印の氏名が未記入なのが何人いて、そして誹謗中傷について何人いるのかちょっと分からないわけです。説明では、氏名記入していないのが多いと言っているのだけれども、その数字はどうなっているのかということとの中身の分類、それは投稿件数全体についても例えば見方としてはどの課が多いとか、その分類というのはしているのだろうか。それを見ることによってかなり意見箱の傾向というのは出てくるのかなと思ったりもするので、その辺どうなのかということと、もう一点、2年度にどっと減っている理由というのは何なのか。8人まで全体で減っています。この数字の見方なのです。コロナの影響なのか、それとも私はもう一つ思うところはSNSなりホームページ上からのいろんな意見というのが来ているはずだと思うのだ。とすれば、そっちのほうの絡みが影響というのはあるのかどうか、そしてホームページ上の、ここでは今意見箱の話なのだけれども、そちらのほうの中身の分類とかというの

はこの意見箱の分類の仕方のような状況の中で対応しているのかどうか、ちょっとお願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

1点目です。分析、分類、仕分の部分ですけれども、当課のほうで現在過去5か年分の意見箱投函内容、投函日、もちろん対応の仕方も全て記載したのがございまして、それを全て分類ごとにしていない状況ですけれども、ただここ数年同一投稿者の方が同じような質問を繰り返している部分が現状あります。もちろん対応はしておりますが、そういう特化といいますか、特別な事情といいますか、同じ質問、同じ答え、同じ質問、違う答えというのがありますので、そういう部分は仕分しながら行っておりまして、もちろん全体まとめたのがありますので、今後分類、分析のほうはしやすくなるのかなと思っております、もちろん今2点目の質問の中にもつながっていくのかなと思いますので、R2年度部分、少ないという状況ですけれども、質問内容、投稿者、所管課含めて整理しながらまとめてみたいと思います。

以上です。

○委員（山田 誠君） この投稿状況あるけれども、平成30年、令和元年、これを見ると令和2年が3分の1ぐらい減っている、あまり投稿しないと。ということは、先ほど課長がいろいろ説明してはいますが、気になるのはこの誹謗中傷というのは誰が判断するのか、それがAという人が見たら、ああ、そうだなと、Bはこれ誹謗中傷だなと、逆に中見れば忠告的なものもあるのではないかなと思うのだけれども、それをむげに駄目だからよと公表対象外にするから、出したってそれはもう公表にならないなというのが多いのではないかなと私は思うのです。それで、公表対象外の人のも、先ほどちょっと話出ていましたけれども、項目というのか、題目だけでも出すとか、中身を公表しなくてもいいけれども、それやっぱりやってやらないと行政に関心を持たなくなる。だから、ちょっと気になっているのは誹謗中傷という文書もしあれば出して、例としてないか。だから、私がこれは忠告だと言う部分、副議長はいいや、これ誹謗中傷だと言うかも分からないし、その辺の判断のものを書いている本人がどういうふうになっているか。

それから、もう一つ、電話でいろいろ協議とかと言っていましたね。電話というのは駄目だと思う。やっぱり膝を交えて話したほういいと思うのです。それでないと本心が出てこない。電話であれば、顔もあれも見えないから、適当なことを話すと。だけれども、面と向かったらそうはいかない、やっぱり正しい受け答えができるというふうに私は思うので、その辺いかがですか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

1点目、誹謗中傷等々の判断との質問かと思われま。要綱の中で審議会というものを設けるということになっておりまして、投稿いただいて誹謗中傷、公表対象外であるものに関してはもちろん事務局、当課で行っておりまして、そういう対応、非公表ですね、基本的に公表対象となっていないものなので、非公表としてよろしいかという、その審議会の

メンバー、委員がいるのですが、庁舎内にいますが、その中で合議といいますか、書面ですけれども、確認し合いながら判断しているところでございます。

2点目、対応の仕方、対面がよろしいというお話でした。事務局のほうで所管課にお願いする際には電話か対面ですけれども、まず一度電話していただくということで、基本は対面でお話しすると、面談ですね、ということの基本とさせていただいております、それでも投稿者の方が時間忙しかったり、コロナもあってちょっと遠慮するというお話があれば電話対応で済ませるといいうい方ではないですけれども、対応しているということで、基本は対面、面談で話し合っって聞き取るという手法を取っております。

以上です。

○委員（山田 誠君） 対象外の方々、氏名の未記入または誹謗中傷だけれども、それ以外の理由ではないのか。これやっぱり物を言いたくて出していると思うのだ、意見を。だから、先ほど、くどいようだけれども、私言っているようにこれだけはやっぱりしてほしいと、またはこうだよということが強く言えば誹謗中傷になりかねないものもあると。だから、先ほど言ったように、1つ答えていないのは、公表対象外の題目、項目を載せてほしいなど。そうすると、公表しなくても俺の言ったやつが出たなというふうになると関心を持ってくるのだ。その辺がないとだんだん、だんだん、これ29件から8件引いて今年どういうふうになっているかよく分からないけれども、やっぱり関心を持たせる、またはそういうふうなことで還元するというような町民に対しての癖というか、そういう方向づけをしていかないとだんだん行政から離れていきます。その辺どうですか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

先ほど河野委員からいただいた質問と同類と認識しております、その中でもちょっとお答えしていましたが、公表対象外のタイトルとか中身を現段階ではちょっと考えていないということをお申し上げしましたので、またそこも今の段階では考えていませんけれども、あとそれなら関心がなくなるのではないかというお話もございますし、広報紙の中で町民の意見箱の記事に関しましては毎回ではないですけれども、掲載するようにしておりますので、それをもう少し続けさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（斉藤優香君） ほかにございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（斉藤優香君） なければ、町広報「もりまち」の意見箱にあがった意見の取扱いについて終わります。

説明員は退席されて結構です。

◎会議日程について

○委員長（斉藤優香君） 次に、委員会関係の事項に移るのですが、もうお昼も差し迫っていますので、この広報広聴常任委員会の項目については次回にしようかと思うのですが、

お諮りしたいのですが、皆さんどうでしょうか。

(「1個だけやりましょう」の声あり)

○委員長(斉藤優香君) 1個やりますか。

○委員(堀合哲哉君) せっかく設定した委員会でやるというのを後回しにする、それはぎりぎりなら仕方ないけれども、午後からのを何でこういう設定するのですか。これとのかみ合いです。後回しにしてもいいのですよという内容と、それとオンラインというのは今すぐ急ぐことなのか。対外的にお願いしているから、これやらぬと駄目だから、広報広聴常任委員会に今やろうとしている議会関係については繰延べするということでしょう。私はどうも分からない。これ……

○委員長(斉藤優香君) すみません。休憩に一度します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時49分

○委員長(斉藤優香君) 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、広報広聴常任委員会のほうを少し進めさせていただきます。本当は議会ホームページからいこうかと思ったのですが、その残りの部分もし時間内にいけるのであれば進めていきますが、まず8月1日に出る議会だよりもございますので、今年度の方針のほうを進めていきたいと思えます。

◎議会だよりの今年度の運営方針について

○委員長(斉藤優香君) 議会だよりの今年度の運営方針についてを議題とします。

これを提案されました件についてなのですが、委員長としてこの間小委員会がありました運営方針を話し合ったのですが、今年度は横書きで左とじでいくということを小委員会では決めました。そうなりますと、規程の第4条の印刷型式というのがもう決まっています、規程の中で、それとちょっとずれがありますので、この4条を削除し、今年度は横書き、左とじでいくという方針です。

(何事か言う者あり)

○委員長(斉藤優香君) 内容によっては、全部が横書きということでもなく、臨機応変、縦書きのほうが見やすい場合は縦書きも取り入れながら、より読みやすい、見やすい議会だよりにしていこうと思っています。

もう一点、ミニ通信につきましては、今年度は議会の要点報告と、あとインタビューなどを載せていこうということになっています。来年度に向けてのミニ通信については、廃止の方向も含め、この先検討していきますということがこの間の小委員会で決まりましたので、ご報告させていただきます。

これについての質疑ございますでしょうか。

○委員（堀合哲哉君） 委員長がおっしゃったその中で議会だよりの中で町民へのインタビューとか、そういうのを私は議会だより使ってやる必要ないのではないかというふうに思っています。委員会で決めたというのだから、それは従わないわけではありませんけれども、そういうものが議会だよりに必要なのかということなのです。もっと別な機関でやるべきところあるのではないのかと。ですから、議会だよりは、やっぱりもともとの本筋に戻してやりましょうよというのが私の考え方です。でも、時間がありませんので、もうやめます。

○委員長（斉藤優香君） お答えします。

去年1年インタビューをやってみて、町の人たちからはよく話を聞きに来てくれたとか、すごく好評なのです。やっぱり議員がそちらに行ったり、見たり、お話を聞いたりするのは、開かれた議会をということに関心を持っていただくということでも、私は今年度は少しミニ通信だけに載せて、テーマはどうなるか分からないのですけれども、それでやってみてやっぱりそんなの要らないという意見があれば、やはりそれは方向転換、ましてやミニ通信自体も廃止とか、そっちの考えもありますので、また改めてそこは考えていきたいと思います。

○委員（堀合哲哉君） お言葉をお返しするようだけれども、斉藤委員長が直接携わって町民の皆さんにお会いした方はそういう返事よこすでしょう。私には誰も喜ばしいことなんて何も言ってこない。だから、携わった人と一部の人は、そういう耳に聞いているかもしれぬ。相手の方に言わせれば、そうやって聞いてくれることの喜びというの、それはあります、こんな議会に載せるだけではなくて。だから、その辺勘違いしないでやらないと、何か個人で行ったら喜んだからこれがいいのだというふうには私はならないと思う。だから、どうも見ていると商売やっている方が多いでしょう、出てくるのが。何で商売人ばかり出てくるのよと俺なんかなるのだけれども、町民ってみんななのです。だから、そういう取扱いをするようなものは、私はやるべきではないのだと思います。伊藤委員が一生懸命賛同の頭振ってくれているので、ありがとうございます。

○委員長（斉藤優香君） 堀合委員のおっしゃるとおりだと私も思います。なので、別に商売とか限っているわけではないし、私とか広報小委員会の方たちだけが行くというわけではなく、堀合委員もご自分で例えばテーマを決めて今回は環境について町民から意見をもらうとかとって皆さん意見持ってきてくれたら、それをお写真とともに載せたいと思います。別に広報委員だけがやることではないと思います。議員皆さんが携わってくると私たちもすごくいいので、例えばテーマを決めれば堀合委員もお近くの人たちにお話を聞いて、それを持ってきてくれれば載せたりしたいと思っています。

○委員（堀合哲哉君） いや、だからそうやって委員長の気持ちを別に悪いと私言っているわけではないです。議会だよりのことを考えると、そこまでやって例えば今回載っていたのがコロナのワクチン接種の後の話です。それについての感想を載せているわけです、全部私見ましたけれども。いや、いいけれども、これは本来どういうことかという、だ

からワクチン接種する、進めるというのはいいい、議会でもそういう方向でいっている、でもよく考えてみればワクチン接種というのは国でも方針出しているけれども、本人の最終的には希望なのだ。意思によって決まる。そして、議会がワクチンがいいよ、いいよとただ前のめりの状況にはなれないという部分も一方であるわけです。その中にああいう問題を取り上げてこう出すということは、議会の態度が、いいですか、それだけに限らず、議会の姿勢がそこに現れるのですよということなのです。だから、決して個人的な話ではなくて、だから議会だよりというのは誰か個人個人の意思で内容決めて、それを行うのは、書かれて町民に配られるのが議会だよりではないのです。あれは、最高責任者、私は野村議長だと思っております、議会の。その責任の名において議会だより出すのですから、やっぱり斉藤委員長のお気持ちは分かるけれども、でももうちょっと整理した中できちっと取り組んでいただきたいなというふうには思います。

以上でございます。

○委員長（斉藤優香君） 貴重なご意見ありがとうございます。参考にこれからの議会だよりにより反映させていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんご協力お願いします。

○委員（伊藤 昇君） 別件なのですが、今の関連ので、今委員長のほうから規程の第何条をこう変えますよと、あれ森町議会の規程ですから、小委員会で決まりましたので、皆さんどうですかという話にはならないのです。広報委員会ですから、そしてまして発布するのは森町議会です。お聞きになっていきますか。大丈夫ですか。資料もないし、変更のものもないし、議案としてのものも一つもないわけで、何をどう審議してそれ決定するのですか。そして、規程を変えて、そしてその規程を上程するわけです。何年何月に変更しましたと、一部改正しましたと出すのです。それに、この口頭だけで終わりですか。普通何物もあれでしょう。森町に対してだって議員もあれでしょう。何々資料ないですよ、議案の何々ないですよと質問するではないですか。それをただ小委員会で決まりました、皆さんにお諮りします、これでオーケーですかと、それで済みますか。公文書です、これ。私はそう思いません。話だけで済むものではないと私思っています。いかがですか。

○委員（松田兼宗君） 全く堀合委員と木村委員おっしゃっているとおりなのです、本当は。言っているだけ、資料にも上がっていないし、議運で規則なんか変えるのです。広報委員会なんか変えられないのです。議運に諮らないとどうしようもないではないですか。そこで了承を得て、そして全体に諮るのです。それが議会の流れなのです。それを無視した形で資料も何もない中で出すというのは、ちょっと問題あると思います。

それと、広報の先ほど堀合委員がおっしゃっていたインタビューの問題なのですが、筋がないのです。何がないかという、議会について何も聞いていないのです。前に私がやっているときは、それは少なくとも入れないと議会だよりにより載せられないのです。議会だよりって何なのさという話なのです。何でもかんでも記事に載せればよいという話ではないです。議会だよりの使命があるわけです。その辺きちっと押さえて考えないと駄目だと思います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） すみません。今広報発行に関する規程の関係でご指摘受けたところですが、先ほど委員長の発言でもう既に修正、直して実行するかのような発言があったのですけれども、この規程についてはまだ修正といたしますか、もちろん今ご意見あったとおりにしかるべき手続を踏まないと、先日の規則もそうです。条例もそうです。これ規程ですけれども、手続的には何ら変わるところはございません。この規程の中の第4条の部分で縦書きであるとか、フォント、字体、ポイントを定めております。これを削除を今しようということ考えているところがございます、これを実行しているわけではございません、規程上。ただし、今までやはりだよりを作成する中でこういう規程がありながらも縦と横と混在している実情もございますので、これも小委員会でも指摘受けてしっかりとこの規程を修正する中でやったほうがいいのではないかとご意見もいただきながら、事務局も含めて手続をしていきたいと思っております。これについては、ちょっと誤解を招く発言といたしますか、表現ありました。この部分は、ちょっと補足させていただきました。すみません。

（何事か言う者あり）

○委員長（斉藤優香君） 聞こえないです。すみません。

（「議会だよりの今年度の運営方針を緊急的にまとめなければならないのかいと聞いているの」の声あり）

○委員長（斉藤優香君） 緊急的にまとめなければならないというよりは、もう8月号が出てしまうので、そういうふうに……

（何事か言う者あり）

○委員長（斉藤優香君） 今までは、委員長一存でそういうことが変えられたようなところもあるのですが、一応皆さんにお諮りをしてやっていこうかなということ……

○委員（山田誠君） 伊藤委員言っているように、これとこれを変えてこういうふうにするとか、変えればこういうふうになるよとか、何かなかったら、分からないでしょう。次回にやりなさい。今回はそれはそれでいいから、今後の部分についてはきちっと全委員が賛同するようなやり方でやりなさい。今がちゃがちゃ、小委員会で決まったから、全部小委員会、小委員会の責任というのは誰、議長なのだ。議長分かっているのか、これ。

○委員長（斉藤優香君） はい。

○委員（山田誠君） だから、そういうことをきちんとやっていかないと今みたくおかしいことになるのだ。分かったか。

以上、それだけです。

○委員（松田兼宗君） 今回8月号出るわけだから、それについては横書きにしたからということで了解もらうだけでいいと思います。試しに実験的にやりましたから了解お願いしますというふうに言わないと、何も決まってもいないこと、規則変えてもいないのに規則にのっとってやろうとすれば、規則変える前にできるわけではないではないですか。だから、実験的にやりましたから、それを踏まえて今後どうするか決めますからというふうに委員

長から一言あれば、それでいいのではないかと思いますけれども。

以上です。

(「いいと思います」の声あり)

○委員長(斉藤優香君) 皆さん、ありがとうございます。温かい意見をいただきました。次回にします。もうちょっとまとめて、初めてなので、ちょっと不手際たくさんあって申し訳ないなと思います。時間も押してしまいました。この次までにはきちっと資料も添えて、皆さんの意見をいただいて、よりよいだよりにしていきたいと思いますので、この次もどうぞご協力お願いします。

昼食のために暫時休憩いたしまして、午後1時30分より再開したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。午前中お疲れさまでした。

休憩 午後 0時05分